

**第 1 0 回**  
**新町の事務所の位置等検討小委員会**

**会 議 資 料**

平成 1 6 年 7 月 6 日 ( 火 )

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第8回新町の事務所の位置等検討小委員会会議次第

と き：平成16年7月6日(火)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4 議 題

協議事項

協議第4号(継続) 庁舎の位置について

5 その他

6 閉 会

新町の事務所の位置等検討小委員会名簿

区 分			氏 名
1	規約第8条第1項第1号委員	美方町長	上 <sup>う</sup> 田 <sup>えだ</sup> 節 <sup>せつ</sup> 郎 <sup>ろう</sup>
2	規約第8条第1項第1号委員	村岡町長	岩 <sup>いわ</sup> 槻 <sup>つき</sup> 健 <sup>けん</sup>
3	規約第8条第1項第1号委員	香住町長	藤 <sup>ふじ</sup> 原 <sup>わら</sup> 久 <sup>ひさ</sup> 嗣 <sup>つぐ</sup>
4	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議長	吉 <sup>よ</sup> 田 <sup>しだ</sup> 範 <sup>のり</sup> 明 <sup>あき</sup>
5	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議員	本 <sup>ほん</sup> 城 <sup>じょう</sup> 繁 <sup>うしげ</sup> 信 <sup>のぶ</sup>
6	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議長	谷 <sup>たに</sup> 淵 <sup>ぶち</sup> 栄 <sup>えい</sup> 一 <sup>いち</sup>
7	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議員	板 <sup>いた</sup> 坂 <sup>さか</sup> 公 <sup>こう</sup> 二 <sup>じ</sup>
8	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議長	上 <sup>う</sup> 田 <sup>えだ</sup> 孝 <sup>たかし</sup>
9	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議員	橘 <sup>たちばな</sup> 秀 <sup>ひで</sup> 夫 <sup>お</sup>
10	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	中 <sup>なか</sup> 村 <sup>むら</sup> 治 <sup>はる</sup> 泰 <sup>やす</sup>
11	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	朝 <sup>あさ</sup> 倉 <sup>くら</sup> 富 <sup>とみ</sup> 征 <sup>ゆき</sup>
12	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	三 <sup>み</sup> 好 <sup>よし</sup> 忠 <sup>ただ</sup> 男 <sup>お</sup>
13	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	井 <sup>いの</sup> 上 <sup>うえ</sup> 源 <sup>げん</sup> 一 <sup>いち</sup>
14	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	柴 <sup>しば</sup> 崎 <sup>さき</sup> 一 <sup>かず</sup> 秀 <sup>ひで</sup>
15	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	中 <sup>なか</sup> 村 <sup>むら</sup> 曉 <sup>さとる</sup>

協議第4号(継続)

庁舎の位置について

## 新町の事務所の位置等について

- 1 新町の事務所の位置は、城崎郡香住町香住字門前 1 5 9 5 番地の 3 ( 現香住町庁舎 ) とする。
- 2 美方町、村岡町の各現庁舎に支所を置き、「 \_\_\_\_\_ 」と称する。  
朝来郡合併協議会・・・「庁舎」 養父市・・・「地域局」
- 3 「 \_\_\_\_\_ 」( 支所 ) は、住民生活に密着した業務や地域振興業務等幅広い分野の業務を担うものとする。
- 4 現村岡町庁舎に本庁機能の一部を分散して配置する。  
配置する部門は、 \_\_\_\_\_  
  
村岡町からの要望  
農林部門 保健福祉部門 教育委員会部門
- 5 電算センターは、現村岡町庁舎に設置するものとする。
- 6 現香住町庁舎は移転が必要であるため、香住町内の「地域高規格道路」香住 IC 周辺の適地に新築することとし、速やかに建設に着手するものとする。

## 庁舎位置等の調整方針先進事例

### 1 「朝来郡合併協議会」の例

新市の事務所の位置は、当分の間、和田山町東谷 2 1 3 番地 1（現在の和田山町役場）とする。

現在の生野町役場、山東町役場、朝来町役場に支所を置き、「庁舎」と呼称する。

将来の新市の事務所は、合併特例債発行期間内のできるだけ早期に建設するものとする。

将来の新市の事務所の位置については、国道 3 1 2 号沿線を基本に、全体的な地勢、交通事情及び他の官公署との関係等、市民の利便性を十分考慮し、新市において速やかに検討するものとする。

### 2 「養父市」の例

新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿 1 6 7 5 番地とする。

本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。

養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。

地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。

### 3 「北但合併協議会」の例

新市の事務所の位置は、豊岡市中央町 2 番 4 号（現在の豊岡市役所）とする。  
支所について

城崎町役場、竹野町役場、日高町役場、出石町役場及び但東町役場に支所を置く。

新庁舎の建設及び位置について

合併特例債の適用期限内に新庁舎を建設するものとするが、新庁舎の位置は新市において定める。

庁舎のあり方について

新市の庁舎のあり方は、本庁方式とする。ただし、行政的な区域の広がりに対応するため、当分の間、総合支所方式とする。また、新庁舎建設後も住民サービスを低下させないような支所とする。